

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年12月6日（火）18:00～18:19
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席
 - <WG委員>
 - 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
 - <関係省庁>
 - 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
 - <提案者>
 - 松永 直志 浜松市企画調整部次長兼企画課長
 - 石塚 良明 浜松市企画調整部国際課長
 - 米村 仁志 浜松市産業部産業振興課副主幹
 - <事務局>
 - 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
 - 塩見 英之 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 外国人ワンストップセンターにおける入管手続きの簡素化
 - 3 閉会
-

○藤原審議官 先ほどの議論の延長と言いますか、外国人雇用協議会からの御提案の中にもありました類似の提案ということで、浜松市からも、これは8月にワーキンググループでヒアリングをしておりますけれども、聞くところによりますと、9月に法務省から御回答も頂戴していたみたいなのですが、それに基づいて今日は三者でと言いますか、市と法務省で御議論いただくということでお願いできればと思っております。

では、原委員、お願いいたします。

○原委員 事務局のほうで、御提案の内容と、それに対してどういう回答があったのか、簡単に御紹介だけお願いします。

○塩見参事官 簡単に御紹介させていただきます。

浜松市からの御提案は、2点でございます。A3横長の⑨にございますとおり、今あります外国人ワンストップセンターの中に永住在留相談センターを設置する。そこで中小企業

にさまざまなアドバイスをしていただく。そういう場を作りたいというのが1点。

2点目は、市のほうで認定をした企業につきましては、必要な手続を簡略化できないかという御提案でございます。

これに対しまして、法務省からの御回答、まず、1点目の御提案につきましては、ある程度ホームページでさまざまな情報を公開しているけれども、さらに明確化を図るべき点があれば、その点を具体的に教えてほしいという御回答でございます。

後段の2点目につきましては、市のほうで参加企業の活動の実態を詳細に把握しているようであれば、その情報を活用して手続を簡略化する余地があるかもしれないので、どういった情報を把握しているかについて協議してほしいという御回答をいただいているところでございます。

○原委員 1点目は、私が拝見して思うのは、ホームページで公表していれば全て明確になるでしょうということをついたら、およそ相談窓口とかそんなものは色々な分野で成立しないわけで、それは当然不明確な領域がたくさんあるでしょうということだろうと思えます。

その上で、もし、浜松市で何か特に必要性について補足されることがあればお願いします。

○米村副主幹 浜松市の中で企業ヒアリングなんかもさせていただいております。その中で多かった声が、中小企業が申請をした場合に、当然かもしれないのですけれども、大企業に比べて手続の期間が長いということが挙がってきました。

ですので、そういう問題点に対してこのワンストップセンターは寄与するものと考えております。

○原委員 この特区の枠組みで言うと、法務省のところではないですけれども、雇用労働相談センターというのは例えば、特区の枠組みの中で作っていますが、あの場合というのでも雇用指針というガイドラインを公表して、ルールを明確にした上で相談を受け付けますということをやっているわけですが、それと同様の枠組みとしての滞在留資格についての相談を特区の中でより明確化が図られるような仕組みとして作っていくというのは、これはまず、十分あり得ることではないかと思えます。

2点目のほうで、これは法務省にもう少しお伺いをしたいのは、自治体が関与する枠組みでは簡素化の検討の余地があるというのは、これは今どういう仕組みのもとでそういう簡素化がなされているのですか。

○根岸室長 大きく2点の御提案ですけれども、まず、我々は別にホームページが全てなので、一切相談は要らないでしょうなんていうことを申し上げているわけではないですし、我々の中央入管の窓口にも、インフォメーションセンターというものを設けています。それで別に全部ホームページを見てくださいと言っているわけではないですし、もちろんここに載っていますよという御案内はいたしますけれども、東京の開業ワンストップセンターについても、これは申請まで受けるものではありませんが、もちろん相談も受けていると

いう状況です。

相談も、ということと言うと、これは特区の枠組みではないですけれども、既に浜松市のワンストップセンターの中に、うちのほうで入管の職員ではないですが、入管のほうで契約した職員と言いますか、相談業務について応じられるような人、語学もできる者について派遣をして、就労と永住に限らずですけれども、もう少し幅広くですが、入国、在留関係全般について相談に応じています。

したがって、あえて特別に特区だからということではないですけれども、特に浜松市の場合には、日系人を中心に元々在留外国人の方が多いということで、自治体との協力が特に浜松市の場合には御理解も深くて、協力がしやすかったということで、元々最初に始めたときに、新宿、さいたま、浜松という3カ所で始めています。その全国で3カ所の中の一つに当たっているということでやっております。

ですから、ここは意味合いとしてはそれをより充実させるという意味合いなのかなととっていますので、だとすれば、今でもそういうことをやっていますので、その中で、例えば、案内をしていてやってもらっているのだけれども、この辺がいくら案内しても、基がはっきり決まっていなければ委託の職員だって答えられないわけなので、もし、どこか特定の、この辺のところの方が分かりにくいという声が多いというのであれば、これは別に全国津々浦々に相談センターも置けないので、もし、具体的にないのであれば、その浜松のワンストップセンターでの相談にも寄与するだろうし、例えば、それをホームページにある程度全体に対するものとして書ければ、それは他の人にとっても分かりやすいでしょうから、具体的に何かこの辺がというものがあれば、教えてくださいというようなことを回答差し上げたということです。

○原委員 そのお話をする、浜松市が今、具体的にお話になったように、特に中小企業向けというところでのお話がありましたが、おそらく私の理解だと、在留資格の話だけではなくて、外国人を雇う場合の企業向けの雇用ルールの相談であったり、横断的なワンストップ的な窓口として作りたいという御提案なのかなとこれを理解していましたが、そこをもう少し補足いただけたら。

○米村副主幹 すみません、先ほどはヒアリングにおいての手續についての話を一部、御紹介させていただいたのですけれども、その他にも色々とヒアリングの中では相談をするときに条件が色々とばらばらとしてしまっていて、白黒という明確な条件がないのが非常に分かりにくいよねという話も企業からいただいております。

○原委員 今回こちらの手違いで申し訳ないのは、法務省からいただいていた御回答を直前に浜松市にお伝えした状態で、明確に指摘願いたいということへの準備を十分にいただけないので、そこはもう一回、整理をしていただいたほうがいいかもしれません。

あと、後段のほうをお願いします。

○根岸室長 後段で申し上げたかった趣旨というのは、浜松市のグローバル化推進企業、この枠組みというのがどういうものか我々は承知していませんけれども、何らか浜松

市のほうで、もし、何か認定をして支援をするような枠組みがあるのであれば、別に入管制度のためでは当然ないのだと思いますけれども、例えば、そこまでを要件とするつもりではないですが、例えば、何か認定をして、支援をして、補助金を出しますとかというような枠組みだったりすると、きちんと企業のことを色々見られているのだと思うのです。そのために書類を確認するとかヒアリングするとか、何らかされている可能性があるのではないかと思います、だとすると、そこで既に色々な書類を取ったりしているのではないか。入管でも取るようなもの。そこが例えば、入管のほうで必ずしも一律に、最初からなくてもいいかもしれないようなものについて、市のほうでも既に確認がなされているのであれば、二重に入管のほうに書類で一般的には求めるものなのだけれども、最初から提出書類として求めなくても、もし、疑問になれば、例えば、浜松市となれば取れるとかいうようなことができているのであれば、そこは簡素化する。提出書類としては要りませんよ、認定企業であることが分かればいいですよ、ということをするとかいうことが可能なのではないか。これは想定のもとで、そういう仕組みが今ありますということではないのですけれども、これはどういうものなのでしょう、ということをお聞きしたものです。

○原委員 まず、お伺いをしたいのは、手続書類は普通、法令のルールでこれとこれを出さないといけないというのが明確に定まっているのだと思うのですけれども、そこは何か裁量的に、これは要らないとできるようになっているということなのですか。これは別のほうの会議で、規制改革会議の行政手続部会でも入管手続について同じような話があって、入管局によって必要な書類と要らない書類があったりしますみたいな話が出ていたりするのですけれども。

○根岸室長 局によって違うということはないです。

○原委員 あるという民間からの話が来たのですが。

○根岸室長 その昔はあったのかもしれませんが。そこをしっかりと統一がなされていなかったときに。今はおそらく御指摘があるとすれば、先ほど大企業、中小企業という話がありましたけれども、大企業、中小企業という分け方をしているわけではないのですが、特に就労の外国人については、所属機関についてカテゴリ分けをしております、そのカテゴリに応じて、そういう意味で、多分大企業という取られ方をされるのだと思いますけれども、上場企業ですとか独立行政法人とか、そういう国に関与しているような公的な機関とか、そういうところについては実態が明らかであるので、必要があればもちろん追加で求めることはありますけれども、当初の一律の提出書類としてはかなり簡素化をしています。

そこについて、そうでないところについては、基本的に省令上の必要とされるものを求めている。そこについて、小さいところであっても、そのカテゴリ1とか2に当たらないものであっても、うちも簡素化してくれよと。そのような要望はいただいています。多分そういう話ではないかと思うので、だとすれば、そこは市が確認をしているものですよということであると、こちらで簡素化がしやすいのではないか。そうでないのかもしれませんが

ん。違う要望なのであればまた別ですが。

○原委員 省令上その特定のものについて簡素化ができるような規定を置かれているということですか。

○根岸室長 省令については、基本的には取るものは一応全部取るという原則になっています。それについてカテゴリ分けをして、こういう方々については当初の提出としては一律には求めませんという形にしている。

○原委員 それが省令上の規定になっているわけですね。特定のカテゴリのものについては一律には求めません。

○根岸室長 カテゴリまでは省令では書いていないです。

○原委員 それは何で省令違反にならないのですか。

○根岸室長 そこは義務としては、本来は出す義務があるのですけれども。

○原委員 怪しいですね。

○根岸室長 法令上の体系まで私も整理をしていなかったのですが。

○原委員 でも分からないですけれども、今までもそういう仕組みの例はあって、それと同じような仕組みは取り得るということですね。分かりました。

○根岸室長 これで言わば確認できているという類型の中に、市が確認したものを同じような扱いにできる可能性があるのではいかと思って、どういう仕組みなんだろうということをお聞きした。

○原委員 分かりました。市の仕組み、グローバル化推進企業の仕組みを教えていただく前に、今思いましたのは、そうすると、特区の仕組みの中で企業について何らかの選定をするといった仕組みがあれば、これはより強力にそういった簡素化がなされる可能性があるということなのでしょうか。

○根岸室長 内容次第でありますけれども、可能性がある。可能性があるから、回答でもお聞きしています。

○原委員 分かりました。その浜松市の仕組みは御準備ができていないかもしれないですけれども、もし、今お話しできることがあれば。あるいは、後にしたほうがいいですか。もし、御準備されていなければ、また追ってでも結構です。

○石塚課長 浜松市には150の進出企業と50の海外進出を希望している企業があるということで、ニーズとしてはそこにプラスアルファで、販路開拓など海外に市場を求める企業が浜松市にはかなりあるということですので、これらの企業にアンケートを取りながら、もう少しグローバル化の企業の認定の仕組みを詰めていかなければいけないのかなと考えております。

○原委員 分かりました。

浜松市の提案は、今この二つについてということになっていますが、一応これに尽きていると理解してよろしいですね。

○松永次長 浜松市は大きく四つの提案をしており、一つ目と四つ目は外国人材の活用関

係の提案を出してあるのですが、今回については一つ目の提案ということで。

○原委員 外国人材については基本的に今の議論で、そうすると前向きな御回答をいただいていると思うので。

○松永次長 これから具体的にまだお示しできるものはないですけども、例えば、浜松市の創業支援等で金融機関が入って、金融機関の事務上、今言われたような、もし仮に、法務局の市の管理事務所でのそういった審査の部分と重なる部分があれば、そのところは浜松市側の審査が通ったということで認定させていただくこともできるというような回答だったかなという認識を持ったので、今のお話は、そういったところの可能性はあると受け止めていいということですね。

○原委員 そういう可能性が十分にあるということで、これまで市御自身でされている仕組みに加えて、もし、この特区の枠組みを使って、国と自治体も含めて何らかの選定、認定をするような仕組みを作ることができれば、より法務省としても安心してルールを簡素化を進めていけるということなのかなと理解をしました。そういうことですかね。

事務局から何かございますか。

○藤原審議官 特にございません。我々の不手際で十分な議論ができませんで、本当に申し訳ございませんでした。市の提案は全部来ているのですか。他の提案がありますけれども。

○事務局 確認します。

○藤原審議官 せっかく今日来ていただいているので、それはお持ち帰りいただいたほうがいいのではないですか。他は回答が来ていないですね。

○原委員 どうもありがとうございました。